

広島県告示第五百二十七号

河川区域の変更によつて、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年六月十日

三 廃川敷地等の位置

1 広島市南区西蟹屋四丁目八 四番四

2 広島市南区西蟹屋四丁目八 七番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1 二七・五六平方メートル

2 一三八・三五平方メートル